

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 16 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで
③ 昭和54年7月及び同年8月

私は、昭和49年1月に、両親からの勧めによりすぐにA県B市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、52年2月にC社を退職した後もすぐに国民年金の加入手続を行った。

申立期間①から③までの国民年金保険料の納付については、主に私がB市役所から送付されてきた納付書により、銀行又は市役所において納付していた。また、同居していた母と一緒に納付したこともあり、母に納付を頼んだこともあった。

申立期間①から③までの国民年金保険料がそれぞれ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月31日付けでB市において払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立期間②の国民年金保険料は現年度保険料として、同市役所から送付された納付書で納付することが可能である。

また、B市の国民年金保険料検認一覧表によると、申立人は、申立期間②前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立人は、「申立期間②前後の期間を通じて、生活状況に特段の変化は無かった。」旨陳述しており、当時、申立人と同居していたとする申立人の母親は、申立期

間②の保険料を現年度納付していることを踏まえると、申立人の当該期間の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、「昭和49年1月に、国民年金に加入した。」旨申し立てているが、前述のとおり、昭和52年3月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、加入手続時期について申立内容と符合しない上、当該加入手続時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間③について、D社E支店に係る厚生年金保険に加入する直前の期間であるが、申立人は、同社に就職する際の国民年金の手続について、「はっきり覚えていない。」旨陳述している。

加えて、申立期間③当時のB市における国民年金保険料の収納は3か月ごとであるところ、仮に申立期間③を含む昭和54年7月から同年9月までの期間の保険料を納付した後に、同年9月25日付けでD社E支店に係る厚生年金保険に加入したことが判明した場合、同年9月の国民年金保険料が還付されることになるが、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁(当時)の国民年金被保険者台帳である特殊台帳のいずれにおいても、当該期間に係る保険料の納付及び同年9月に係る保険料の還付が行われた形跡は見当たらず、申立人も、保険料の還付については、「記憶に無い。」旨陳述している。

このほか、申立人から申立期間①及び③の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年10月1日から11年6月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、20万円であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月6日から11年6月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。

A社では、毎月32万円の給与が支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間のうち、平成9年10月1日から11年6月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、同年5月31日付けで、9年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる19人の同僚についても、申立人と同様に、平成11年5月31日付けで、9年10月1日又は10年10月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社を管轄する年金事務所から提出された債権消滅不納欠損決議書及び当該決議書に係る添付資料を見ると、平成11年2月24日に同社の事業主が社会保険事務所に来所した際に、同事務所が、従業員の標準報酬月額を変更する届出及び納付計画の策定を事業主に指示した旨の記載がある上、16年7月2日に同社に係る滞納保険料を不納欠損として整理し、同社に対する滞納処分を執行停止していることが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本において、申立人が同社の役員に就任した事跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成11年5月31日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち、9年10月1日から11年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、20万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、平成7年11月6日から9年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、7年11月6日の資格取得時決定及び8年10月1日の定時決定が適切な時期に処理されており、当該決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、申立期間における給与額は約32万円であった旨主張しているところ、申立人から提出された金融機関発行の取引明細書を見ると、平成7年11月から11年5月まで毎月1回、オンライン記録の標準報酬月額を超える額がA社から入金されていることが確認できるものの、同社の元事業主は、「貸金台帳等の関連資料は破産管財人に提出しており、申立人に係る給与支給額及び保険料控除の状況について確認することはできない。」と回答している上、当該破産管財人は、「A社が破産した当時、同社の貸金台帳等については引き継ぐことができなかった。」旨回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成22年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年4月30日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

A社には平成22年4月30日まで勤務し、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人及びA社から提出された給料支払明細書並びに同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書の報酬月額から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は、「申立人の資格喪失日を誤って雇用保険の離職日と同日の平成 22 年 4 月 30 日として届出した。」と回答していることから、その結果、年金事務所は、申立人に係る平成 22 年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年9月1日から同年10月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年10月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月1日から平成元年3月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B社が経営していたA事業所において、C職として平成元年2月末日まで勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和63年9月1日から同年10月17日までの期間については、元同僚の陳述及び雇用保険の記録から、申立人が、当該期間も、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録において、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者期間は、昭和63年8月1日から同年9月1日までとなっているが、申立期間に同事業所における厚生年金保険被保険者記録が有る同僚8人のうち、雇用保険の記録が確認できる6人については、雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日はほぼ符合している。

さらに、D銀行から提出された申立人に係る預金取引月報を見ると、昭和63年8月25日にA事業所からの給与振込が記されており、当該給与振込額は、申立人に係る同年8月の標準報酬月額を当月の給与支給額として、当該額から当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を含む法定の社会保険料額及び源

泉所得税額を控除した後の額とほぼ符合している上、同年9月24日においても、支払者は不明であるものの、同年8月の給与振込額と一致する額が給与として入金されており、同年8月の振込額と同年9月の入金額が一致することから、前述の同年9月24日の入金は、前月と同様に同事業所から申立人に支払われた給与と考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年9月1日から同年10月17日までの期間について、A事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所社における昭和63年8月の社会保険事務所（当時）の記録から36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が当該期間の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和63年10月17日から平成元年3月1日までの期間については、B社から提出された総勘定元帳を見ると、昭和63年10月17日にA事業所から申立人に対し、退職金が支払われていることが確認できる上、当該元帳及び前述の預金取引月報を見ても、当該期間に、申立人が事業主から給与を支給され、当該給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる記録は確認できない。

また、申立人に係る雇用保険の記録によると、昭和63年11月17日の求職申込みにより、平成元年2月24日から同年5月17日までの期間について、失業給付金の支給が行われていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月11日から同年9月11日まで
年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間についても、A社B工場において、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された申立人に係る従業員カード及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年8月11日にA社C事業所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「提出した厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書のとおり、申立人の資格取得日を誤って昭和46年9月11日として届出した。」と回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月11日から同年9月11日まで
年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間についても、A社B工場において、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された申立人に係る従業員カード及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年8月11日にA社C事業所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「提出した厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書のとおり、申立人の資格取得日を誤って昭和46年9月11日として届出した。」と回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14890

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月11日から同年9月11日まで
年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間についても、A社B工場において、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された申立人に係る従業員カード及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年8月11日にA社C事業所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「提出した厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書のとおり、申立人の資格取得日を誤って昭和46年9月11日として届出した。」と回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年1月から同年12月までは44万円、18年1月から同年11月までは47万円、同年12月から19年3月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から20年9月1日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低額で記録されていることが分かった。
標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B市から提出された申立人に係る平成18年度、19年度及び20年度の市県民税課税台帳の「給与収入」から推認できる給与支給額及び「社会保険料」から推認できる厚生年金保険料額から、申立期間のうち、平成17年1月から同年12月までは44万円、18年1月から同年11月までは47万円、同年12月から19年3月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間のうち、平成17年1月1日から

19年4月1日までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年4月1日から17年1月1日までの期間については、申立人は後述の給与明細書以外に厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料等を所持しておらず、A社も当該期間に係る給与台帳等を保存していない旨回答していることから、当該期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することはできない。

また、申立期間のうち、平成19年4月1日から20年9月1日までの期間については、B市から提出された申立人に係る平成20年度及び21年度の市県民税課税台帳の「社会保険料」から推認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額とが一致している。

なお、申立人は、申立期間のうち、平成12年1月から18年12月までの期間、19年2月及び同年3月に係る給与明細書を提出しているが、i) 12年1月から同年3月までの給与明細書を見ると、当該期間が介護保険法施行前であるにもかかわらず、介護保険料が控除されていること、ii) 17年1月から同年12月までの給与明細書に記載された社会保険料の合計額と平成18年度の市県民課税台帳に記載された「社会保険料」額が相違している上、平成18年1月から同年12月までの給与明細書に記載された給与支給額及び社会保険料の各合計額と、平成19年度の市県民課税台帳に記載された「給与収入」額及び「社会保険料」額もそれぞれ相違していること、iii) 平成12年1月から17年3月までの給与明細書に記載された雇用保険料額は、いずれも当時の雇用保険料率ではなく、同年4月1日から19年4月1日までの期間に適用されていた保険料率を給与支給額に乗じた額であること、iv) 申立人は、「申立時に提出した給与明細書は、申立期間当時のものではなく、今回の申立てに当たり、事業所に作成してもらった。」と陳述していることなどから、当該給与明細書をもって申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額を判断することはできない。

このほか、申立期間のうち、平成11年4月1日から17年1月1日までの期間及び19年4月1日から20年9月1日までの期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。私は、申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社C支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同期間が厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうち1人から提出された給料明細を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社C支社に係る被保険者名簿の表紙の備考欄には、同支社が昭和49年1月1日付けで同社本社から分離した旨が記されている。

さらに、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時、A社では、給与計算事務は各地の支社ではなく本社で行っていた。当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除していたので、申立人を含む前述の45人全員についても、保険料を控除して

いたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和49年1月1日であることから、申立人の同社本社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月30日から同年5月1日まで

私は、A社を平成13年4月30日付けで退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日とされているため、同年4月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

給与明細票により、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細票及び給与所得の源泉徴収票並びにA社の回答により、申立人は、同社に平成13年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細票における総支給額及び厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成13年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社を平成13年3月31日付けで退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日とされているため、同年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

給与明細票により、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細票及び給与所得の源泉徴収票並びにA社の回答により、申立人は、同社に平成13年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細票における総支給額及び厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成13年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月18日は29万円、同年12月15日は29万2,000円、16年7月15日は29万5,000円、同年12月15日は29万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所から送付された文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録が欠落しているが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与に係る給与明細書により、申立人は、申立期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万円、申立期間②は29万2,000円、申立期間③は29万5,000円、申立期間④は29万8,000円とすることが妥当である。

また、当該賞与の支払日については、前述の給与支給明細書に支払日の記載は無いが、A社の元従業員に係る普通預金元帳の記録から、申立期間①は平成

15年7月18日、申立期間②は同年12月15日、申立期間③は16年7月15日、申立期間④は同年12月15日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月18日は8万2,000円、同年12月15日は9万円、16年7月15日は12万1,000円、同年12月15日は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所から送付された文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録が欠落しているが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び④について、A社から提出された賞与に係る給与支給明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③については、B銀行から提出された申立人に係る普通預金等取引明細の記録及び申立人と同職種の同僚から提出された賞与に係る給与明細書から判断すると、申立人は当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の給与支給明細書及び普通預金等取引明細の記録から、申立期間①は8万2,000円、申立期間②は9万円、申立期間③は12万1,000円、申立期間④は11万円とすることが妥当である。

また、当該賞与の支払日については、前述の給与支給明細書に支払日の記載は無いが、前述の普通預金等取引明細の記録から、申立期間①は平成15年7月18日、申立期間②は同年12月15日、申立期間③は16年7月15日、申立期間④は同年12月15日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年1月31日に、B社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を5年12月31日に、同社における資格喪失日に係る記録を7年3月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を3年1月及び同年2月は11万8,000円、5年12月は17万円、7年2月は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月31日から同年3月26日まで
② 平成5年12月31日から6年1月1日まで
③ 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私は、D事業所においてE職をしていた。勤務場所や職種の変更は無く継続して勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に空白があるので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事業所の運営管理会社であるA社及びB社の実質経営者並びに元同僚の陳述により、申立人は、申立期間において、D事業所に勤務していたことが認められる。

また、実質経営者は、「申立人は、厚生年金保険の適用事業所は複数あるものの、同一の事業所（D事業所）において、申立期間前後を含めて継続して勤務していた。勤務していた全ての期間について、給与から厚生年金保険料を控除していた。申立人については、記録どおり平成3年1月31日付け、5年12月31日付け及び7年3月1日付けで厚生年金保険の適用事業所の切替えに関する届出を行った。年金記録については、継続しているという認識を持ってい

た。」旨陳述している。

さらに、C社の登記上の代表社員は、「申立期間当時も現在も、当該実質経営者が当社の実務を行っている。」旨陳述している。

加えて、申立人と同様、申立期間前後に厚生年金保険の適用事業所が切り替わっている複数の元同僚は、「当該実質経営者から支給された給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料をA社の事業主により、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料をB社の事業主によりそれぞれ給与から控除されていたことが認められる。

なお、標準報酬月額については、申立期間①は申立人のA社に係る平成3年3月の社会保険事務所（当時）の記録から11万8,000円、申立期間②は申立人のB社に係る6年1月の社会保険事務所の記録から17万円、申立期間③は申立人の同社に係る7年1月の社会保険事務所の記録から19万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、申立期間②及び③において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。しかし、同社は法人事業所であり、常時勤務していた従業員が確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前記の実質経営者は、申立期間①、②及び③の保険料について納付したとしているが、申立期間①については、申立人のA社に係る厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日であることから公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が平成3年3月26日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び③については、申立人の当該期間においてB社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の平成5年12月及び7年2月に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成5年12月31日に、同社における資格喪失日に係る記録を7年3月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を5年12月は8万円、7年2月は9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月31日から6年1月1日まで
② 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私は、C事業所においてD職をしていた。勤務場所や職種の変更は無く継続して勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に空白があるので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所の運営管理会社であるA社の実質経営者及び元同僚の陳述により、申立人は、申立期間において、C事業所に勤務していたことが認められる。

また、実質経営者は、「申立人は、厚生年金保険の適用事業所は複数あるものの、同一の事業所（C事業所）において、申立期間前後を含めて継続して勤務していた。勤務していた全ての期間について、給与から厚生年金保険料を控除していた。申立人については、記録どおり平成5年12月31日付け及び7年3月1日付けで厚生年金保険の適用事業所の切替えに関する届出を行った。年金記録については、継続しているという認識を持っていた。」旨陳述している。

さらに、B社の登記上の代表社員は、「申立期間当時も現在も、当該実質経営者が当社の実務を行っている。」旨陳述している。

加えて、申立人と同様、申立期間前後に厚生年金保険の適用事業所が切り替わっている複数の元同僚は、「当該実質経営者から支給された給与から申立期

間の厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、標準報酬月額については、申立期間①は申立人のA社に係る平成6年1月の社会保険事務所（当時）の記録から8万円、申立期間②は申立人の同社に係る7年1月の社会保険事務所の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間①及び②において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。しかし、同社は法人事業所であり、常時勤務していた従業員が確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前記の実質経営者は、申立期間①及び②の保険料について納付したとしているが、申立期間①及び②においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の平成5年12月及び7年2月に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月20日から同年2月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間が未加入と分かっていた。当該期間も勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるD社に継続して勤務し（A社C支店からD社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年2月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年12月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月26日から同年6月1日まで

B社からA社に転籍した時期である申立期間が、厚生年金保険に未加入となっているが、当該期間も勤務場所や勤務内容は変わらず、給与から厚生年金保険料を控除されていたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、B社からA社に転籍し、申立期間において同社で勤務していたことが認められる。

また、A社の申立期間当時の事業主は、「申立期間にB社からA社に転籍した従業員の給与から、当該期間も厚生年金保険料を控除していた。」旨陳述している上、申立人と同時期にB社からA社に転籍した同僚のうち一人は、「自身の厚生年金保険料は、継続して控除されていた。」旨回答しており、別の同僚から提出された申立期間に係る給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間において適用事業

所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及びC労働局の回答により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上述の決定通知書により、申立人の資格取得日が昭和42年5月26日から同年6月1日に訂正されていることが確認できる上、A社は申立期間において適用事業所となっていないことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）国民年金 事案 6744

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から43年12月まで

私たち夫婦に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、亡き夫が行ってくれていた。

私は、昭和46年頃に、今なら10年遡って国民年金保険料を納付できることを新聞等の報道により知ったことを覚えている。また、その後、時期は定かでないが、夫がA県B市C区役所から帰ってきた際に、「年金はきちんとしてきた。二人分の保険料を納めてきた。」と言って、領収書を見せてくれたことも覚えているので、夫が、昭和46年頃に、夫婦の国民年金の加入手続を行い、それまで未納になっていた夫婦の保険料を遡って納付してくれたと思っている。

申立期間に係る領収書は、夫が65歳になったときに処分したため現在所持していないが、納付した国民年金保険料額は、夫婦二人分を合わせて15万円から16万円ぐらいだったと夫から聞いている。

私は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、当時の詳しい状況は分からないが、申立期間が未納とされていることは納得できないので、もう一度よく調査の上、納得できる回答を頂きたい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月10日に連番で払い出されており、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人夫婦に係る国民年金の加入手続は同年11月頃に行われたものと推定され、このことと、46年頃に国民年金に

加入し国民年金保険料を納付したとする申立内容は符合しない。

また、昭和 46 年頃に、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、この頃に上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行うとともに、申立人の住所地を管轄する D 社会保険事務所（当時）における国民年金手帳記号番号払出簿を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦に係る国民年金被保険者台帳及び B 市 C 区の国民年金被保険者名簿の双方には、申立人の昭和 44 年 1 月から 47 年 12 月までの期間及びその妻の 45 年 1 月から 47 年 12 月までの期間の国民年金保険料がいずれも、50 年 12 月 29 日に第 2 回特例納付制度により納付されたことが記されているが、上述した申立人夫婦の国民年金の加入手続時点以降、それぞれの 60 歳到達時点までの国民年金保険料が全て納付されたとしても、申立人夫婦の年金受給権は確保できないこと、及び申立人の妻が遡って納付したと主張する金額は、当該特例納付時点において、夫婦二人分の当該特例納付、過年度納付及び昭和 50 年度の現年度納付をするために必要となる金額とおおむね一致していることから、申立人の妻が主張する納付の記憶は、当該特例納付についてのものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から44年12月まで

私たち夫婦に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、亡き夫が行ってくれていた。

私は、昭和46年頃に、今なら10年遡って国民年金保険料を納付できることを新聞等の報道により知ったことを覚えている。また、その後、時期は定かでないが、夫がA県B市C区役所から帰ってきた際に、「年金はきちんとしてきた。二人分の保険料を納めてきた。」と言って、領収書を見せてくれたことも覚えているので、夫が、昭和46年頃に、夫婦の国民年金の加入手続を行い、それまで未納になっていた夫婦の保険料を遡って納付してくれたと思っている。

申立期間に係る領収書は、夫が65歳になったときに処分したため現在所持していないが、納付した国民年金保険料額は、夫婦二人分を合わせて15万円から16万円ぐらいだったと夫から聞いている。

私は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、当時の詳しい状況は分からないが、申立期間が未納とされていることは納得できないので、もう一度よく調査の上、納得できる回答を頂きたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月10日に連番で払い出されており、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人夫婦に係る国民年金の加入手続は同年11月頃に行われたものと推定され、このことと、46年頃に国民年金に加入し国民年金保険料を納付したとする申立内容は符合しない。

また、昭和46年頃に、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付する

ためには、この頃に上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行うとともに、申立人の住所地を管轄するD社会保険事務所(当時)における国民年金手帳記号番号払出簿を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦に係る国民年金被保険者台帳及びB市C区の国民年金被保険者名簿の双方には、申立人の昭和45年1月から47年12月までの期間及びその夫の44年1月から47年12月までの期間の国民年金保険料がいずれも、50年12月29日に第2回特例納付制度により納付されたことが記されているが、上述した申立人夫婦の国民年金の加入手続時点以降、それぞれの60歳到達時点までの国民年金保険料が全て納付されたとしても、申立人夫婦の年金受給権は確保できないこと、及び申立人が遡って納付したと主張する金額は、当該特例納付時点において、夫婦二人分の当該特例納付、過年度納付及び昭和50年度の現年度納付をするために必要となる金額とおおむね一致していることから、申立人の主張する納付の記憶は、当該特例納付についてのもと考えられる。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から平成10年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から平成10年6月まで

私は、昭和56年8月に会社を退職した後、A県B市C町にあった母の自宅を改装し、自営業を始めた。当時、住民票をA県D市に置いていたが、B市C町の事業所に住み込んでいたことから、国民年金の手続については同年9月頃に、B市役所において国民健康保険の加入手続を行った際、職員から、国民健康保険と国民年金の加入はセットになっており、国民健康保険料の減免及び国民年金保険料の免除ができると言われたので、B市役所の1階で夫婦二人分の免除申請手続を行った。

B市役所で国民年金保険料の免除申請手続を行った翌年から数年間は、同市から同市C町の事業所に免除申請書が毎年送付されてきたので、当該申請書に夫婦の署名^{なっ}捺印と収入に関する理由を記入し、同市役所に提出していたが、その後、当該申請書が送付されてこなくなったので、自動的に免除されていると思っていた。

申立期間と申請免除期間に多少のずれはあるかもしれないが、申立期間の全てが未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成10年7月27日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより同年8月18日に付番されており、当該基礎年金番号で管理されている国民年金被保険者記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を免除申請することはできない。

また、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を行うためには、国民

年金の加入手続を行うことが必要となるが、申立人からは加入手続に係る詳細な陳述を得られず、加入手続の状況を確認することはできない上、当該期間の保険料を免除申請することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、B市に係る国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人が免除申請手続を行ったとする昭和56年9月前後に払い出された手帳記号番号について視認による縦覧調査を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「昭和54年3月に婚姻後はD市E町に、56年8月に会社を退職後はB市C町に住んでおり、59年2月に自宅をB市F町へ移した時に、住民票の住所地をD市E町からB市F町に移した。」旨陳述しており、申立人夫婦に係るB市の住民票を見ると、昭和59年2月20日にD市E町からB市F町に転入していることが確認できるところ、申立人がB市役所において国民年金保険料の免除申請手続を行ったと主張する56年9月頃の住民票の住所地はD市であったことがうかがえる上、B市は、「当時、本市では、住民票が無い者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続は行っていない。」旨回答しており、B市役所において免除申請手続を行ったとする申立人の主張と符合しない。

加えて、申立人は、「昭和56年9月頃にB市役所において国民年金保険料の免除申請手続を行い、その翌年から数年間は、同市から同市C町の事業所に免除申請書が毎年送付されてきたので、当該申請書を同市役所に提出していた。」旨主張しているものの、B市から免除申請書が送付された回数及び社会保険事務所（当時）から送付される免除承認通知書等について詳細な記憶は無いとしており、申立人夫婦から申立期間の保険料の免除申請をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6747

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から平成8年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から平成8年6月まで

私の国民年金保険料の免除申請手続については、夫が行ってくれていた。夫は、昭和56年8月に会社を退職した後、A県B市C町にあった母（申立人の夫の母親）の自宅を事業所に改装し、自営業を始めた。当時、夫婦の住民票をA県D市に置いていたが、夫はB市C町の事業所に住み込んでいたことから、国民年金の手続については同年9月頃に、夫がB市役所において国民健康保険の加入手続を行った際、職員から、国民健康保険と国民年金の加入はセットになっており、国民健康保険料の減免及び国民年金保険料の免除ができると言われたので、夫がB市役所の1階で私の免除申請手続も行ってくれた。

夫は、B市役所で国民年金保険料の免除申請手続を行った翌年から数年間は、同市から同市C町の事業所に免除申請書が毎年送付されてきたので、当該申請書に夫婦の署名^{なっ}捺印と収入に関する理由を記入し、同市役所に提出してくれていたが、その後、当該申請書が送付されてこなくなったので、自動的に免除されていると思っていた。

申立期間と申請免除期間に多少のずれはあるかもしれないが、申立期間の全てが未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日時点で加入していた厚生年金保険の記号番号により、同日付けで付番されており、当該基礎年金番号で管理されている国民年金被保険者記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を免除申請するこ

とはできない。

また、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うためには、国民年金の加入手続を行うことが必要となるが、申立人の免除申請を行っていたとする申立人の夫からは加入手続に係る詳細な陳述を得られず、申立人も加入手続に直接関与していないことから、加入手続の状況は不明である上、当該期間の保険料を免除申請することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、B市に係る国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の夫が免除申請を行ったとする昭和56年9月前後に払い出された手帳記号番号について視認による縦覧調査を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の夫は、「昭和54年3月に婚姻後はD市E町に、56年8月に会社を退職後はB市C町に住んでおり、59年2月に自宅をB市F町へ移した時に、住民票の住所地をD市E町からB市F町に移した。」旨陳述しており、申立人夫婦に係るB市の住民票を見ると、59年2月20日にD市E町からB市F町に転入していることが確認できることから、申立人の夫がB市役所において国民年金保険料の免除申請を行ってくれたと主張する56年9月頃の住民票の住所地はD市であったことがうかがえる上、B市は、「当時、本市では、住民票が無い者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請は行っていない。」旨回答しており、B市役所において免除申請を行ったとする申立人の夫の主張と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請に直接関与しておらず、申立人の夫は、「昭和56年9月頃にB市役所において国民年金保険料の免除申請を行い、その翌年から数年間は、同市から同市C町の事業所に免除申請書が毎年送付されてきたので、当該申請書を同市役所に提出していた。」旨主張しているものの、B市から免除申請書が送付された回数及び社会保険事務所（当時）から送付される免除承認通知書等について詳細な記憶は無いとしており、申立人夫婦から申立期間の保険料の免除申請をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年11月までの国民年金保険料については、第2回特例納付制度により納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年11月まで

昭和50年夏頃に、A社会保険事務所（当時）から国民年金の加入及び特例納付の説明が記載されたはがきが夫婦それぞれに届いたことから、同年7月頃にB県C市役所において、二人共国民年金の加入手続を行った。

国民年金の加入手続時点において、私については将来の年金受給権の必要月数（300か月）を確保するため、妻については将来の年金を満額受給するために必要な月数の国民年金保険料を、後日、第2回特例納付制度により納付した。その時の夫婦二人分の納付した保険料合計額は30万円から45万円ほどであったことから、D金融機関（現在は、E金融機関）において現金を引き出し、手元にあった現金と合わせて、社会保険事務所（当時）から送付のあった納付書により、夫婦一緒に、C市役所内のF銀行G出張所（当時）において納付した。

しかし、妻の平成17年3月10日付けで送付のあった国民年金裁定通知書を見ると、第2回特例納付制度により納付した期間が未納とされている上、私の年金記録を見ると、申立期間については、第2回特例納付制度ではなく第3回特例納付制度により、私だけ納付したことになっており、夫婦共に間違った記録となっている。

私の国民年金保険料を特例納付した期間（月数）は覚えていないが、特例納付により60歳到達時点で年金加入期間が受給権の確保に必要な300か月になるように納付したことは間違いないので、私の現在の年金記録における第3回特例納付制度による納付金額から、実際に納付した私の第2回特例納付制度による納付金額を差し引いた額が、未納となっている妻の納付額であると考えられる。

私が特例納付を行ったのは、第3回ではなく第2回であることから、記録

を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、第3回ではなく第2回の特例納付制度により納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の記録及び申立人から提出された年金手帳によると、申立人は、C市において昭和54年1月29日に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人が主張する加入手続時期と符合しない上、当該加入手続時点において、第2回特例納付制度（昭和49年1月1日から50年12月31日まで）は既に終了しており、当該特例納付制度により申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る特殊台帳によると、申立人は、国民年金の加入手続を行ったものと推認できる昭和54年1月に、51年1月から52年3月までの期間（1年3か月）の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当該台帳の備考欄には、保険料の納付済期間が1年3か月の時点で60歳到達までの現年度保険料の納付が可能な期間（13年9か月）を除き年金受給権の確保（25年）に残り10年が必要である旨の記載が確認できることから、当該記載内容に不合理な点は無く、当該過年度納付後に記載されたものと推認できることから、既に終了していた第2回特例納付制度（昭和49年1月1日から50年12月31日まで）により申立期間の保険料を納付したものは考え難い。

さらに、申立人は、「年金受給権の確保に必要な300か月となるように国民年金保険料を特例納付した。」と主張しているところ、申立人に係る特殊台帳によると、申立期間（92か月）の保険料は第3回特例納付制度により昭和54年12月に納付していることが確認でき、同年12月時点において、34年11月から36年2月までの16か月（厚生年金保険被保険者期間）、51年1月から52年3月までの15か月（過年度保険料の納付済期間）、52年4月から54年3月までの24か月（過年度保険料の納付可能期間）及び54年4月から平成3年12月までの153か月（現年度保険料の納付可能期間）を合わせると208か月となり、年金受給権に必要な300か月に対する不足月数の92か月は申立期間の月数と一致することから、申立人は、第3回特例納付制度により申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、「C市役所内のF銀行G出張所において、第2回特例納付制度により国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、当該特例納付制度の実施期間は、昭和49年1月1日から50年12月31日までの期間であり、申立人が特例納付したとする50年当時にC市役所内において出店していた金融機関は、H銀行（現在は、I銀行）であることから、申立人の主張と符合しない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を第2回特例納付制度により納付する

ことが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を第2回特例納付制度により納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から50年12月まで

昭和50年夏頃に、A社会保険事務所（当時）から国民年金の加入及び特例納付の説明が記載されたはがきが夫婦それぞれに届いたことから、同年7月頃にB県C市役所において、二人共国民年金の加入手続を行った。

国民年金の加入手続時点において、私については将来の年金を満額受給するため、夫については将来の年金受給権の必要月数（300か月）を確保するために必要な月数の国民年金保険料を、後日、第2回特例納付制度により納付した。その時の夫婦二人分の納付した保険料合計額は30万円から45万円ほどであったことから、D金融機関（現在は、E金融機関）において現金を引き出し、手元にあった現金と合わせて、社会保険事務所（当時）から送付のあった納付書により、夫婦一緒に、C市役所内のF銀行G出張所（当時）において納付した。

しかし、私の平成17年3月10日付けで送付のあった国民年金裁定通知書を見ると、第2回特例納付制度により納付した期間が未納とされている上、夫については、申立期間が第2回特例納付制度ではなく第3回特例納付制度により納付したことになっており、夫婦共に間違った記録となっている。

夫の国民年金保険料を特例納付した期間（月数）は覚えていないが、夫が特例納付により60歳到達時点で年金加入期間が受給権の確保に必要な300か月になるように納付したことは間違いないので、夫の第3回特例納付制度による納付金額から、夫が実際に納付した第2回特例納付制度による納付金額を差し引いた額が、私の未納となっている申立期間の納付金額であると考えられる。

私の申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の記録から判断すると、申立人はC市において昭和53年12月15日に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立人が主張する加入手続時期と符合しない上、当該加入手続時点において、第2回特例納付制度（昭和49年1月1日から50年12月31日まで）は既に終了しており、当該特例納付制度により申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「C市役所内のF銀行G出張所において、第2回特例納付制度により国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、当該特例納付制度の実施期間は昭和49年1月1日から50年12月31日までの期間であり、申立人が特例納付したとする50年当時に同市役所内において出店していた金融機関は、H銀行（現在は、I銀行）であることから、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人は、「夫婦二人分の国民年金保険料を第2回特例納付制度により納付した。」旨主張しているところ、申立人の夫に係る特殊台帳により、夫が特例納付したことが確認できる昭和54年12月時点は、第3回特例納付制度の実施期間（昭和53年7月1日から55年6月30日まで）中であり、仮に、当該特例納付制度により納付したとしても、申立人の申立期間に係る保険料額は67万2,000円（4,000円×168か月）となり、申立人が納付したと主張する納付金額を大幅に上回ることとなる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 35 年 4 月まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、親戚が経営していた A 事業所に勤務した期間の被保険者記録が無いことが分かった。同事業所には、昭和 31 年 3 月に高等学校を卒業してすぐに正社員として勤務し、給与明細書ももらっていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 事業所に勤務していたとする複数の元同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の途中の昭和 32 年 6 月 1 日であり、同日以前に同事業所が適用事業所となった記録は見当たらない。

また、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前から同事業所に勤務していたとする前述の元同僚の一人は、同事業所が適用事業所となる前の期間における給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者のうち、複数の者が、同事業所で 2 年か 3 年の間一緒に勤務したとする同僚二人については、前述の被保険者名簿に被保険者記録を確認することができないことを踏まえると、申立期間当時、同事業所では、必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠

番は無く、当該名簿に不自然な点も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の給与明細書等を保管しておらず、A事業所は昭和49年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も死亡しており、これらから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 9 月
② 平成 17 年 12 月

同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の文書が年金事務所から届いたことにより、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間①及び②において、同僚に賞与支払があったのならば、自身にも賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかしながら、A社は、平成 18 年 3 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、19 年 7 月*日付けで破産終結している上、同社に係る破産管財人は同社に係る資料を保存しておらず、元事業主の回答も得られないことから、申立人の申立期間①及び②に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について、確認することができない。

また、申立期間①において、A社における厚生年金保険被保険者記録がある複数の者が、「A社のB県の事務所において、賞与は、社員が一人一人社長室に呼ばれ、社長から現金を手渡しで支給された。」旨陳述しており、このうちの一人は、「自身の賞与支給額に千円未満の端数は無く、厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述しているところ、申立期間①及び②において、同社における厚生年金保険被保険者記録がある者は、「自身及び従業員に係る申立期間①及び②当時の賞与について、当該賞与の支給対象者、支給時期、支

給額及び厚生年金保険料の控除等は何も覚えていない。」旨陳述している。

これらのことから、A社のB県の事務所における申立人を含む従業員について、申立期間①及び②に係る賞与の支給の有無並びに当該賞与から厚生年金保険料を控除していたか否かを確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与支払明細書等の資料を保管しておらず、当該期間において、賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 6 月 1 日まで
② 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額より低くなっていることが分かった。

A社では給与が下がった記憶は無いことから、同社の先輩に聞いたところ、「申立期間①及び②は、いずれも会社の売上げや利益が順調に増えていた時期であるので、一人だけ給与が下がることは考えられない。」ということであった。特に、申立期間②は、前後の時期と比べて標準報酬月額がかなり低額なので不自然だと思う。

申立期間①及び②の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務した期間において、給与が下がることは無かったにもかかわらず、申立期間①及び②の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額より低く記録されているので訂正してほしい。」旨申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 12 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①及び②当時の事業主は既に死亡している上、同社に係る商業登記簿謄本を見ると、同社は 15 年に破産終結しているところ、破産終結時の事業主は、「A社が破産終結した際、同社に係る資料は全て処分したので、申立人に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除状況は不明である。」旨回答しており、同社及び事業主から、申立人の申立期間①及び②における給与支給額及び厚生年金保険料の控除の状況について

確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及び②に被保険者記録が確認できる複数の元従業員が、「A社では、基本給が低く、給与支給額のうち時間外手当の割合が高かった。時間外手当は残業時間に応じて支給されたので、月々の給与支給額は、時間外手当の変動に伴って増減していた。」旨陳述しているところ、このうち、同社で経理事務に従事していたとする者のうち二人は、「経理課では、特に毎年3月から納税期の5月頃までが忙しく、時間外手当が多かったはずである上、3月から5月までの給与支給額は昇級月もあり特に高く、6月に月額変更届を提出していたことを覚えている。」旨陳述しており、このうちの一人は、「10月の定時決定時の標準報酬月額は、通常の給与額に基づく算定の結果、従前よりも低くなることはあり得る。」旨陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間①及び②を含む昭和49年1月から51年12月までに被保険者記録が確認できる者のうち、いずれかの年に6月の月額変更及び10月の定時決定の記録が有る者は、各年とも230人以上いるところ、このうち、標準報酬月額が、6月の月額変更で上がった後、10月の定時決定で下がっている者は、49年は56人、50年は101人、51年は45人おり、A社において、年の途中で標準報酬月額が下がっている者は、申立人のほかに多数いることが確認できる。

加えて、前述の経理事務に従事していたとする者のうち、複数の者が、「自身のA社に係る厚生年金保険の記録において、標準報酬月額が従前より下がっている期間があるが、当該期間において、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料を給与から控除されるようなことは無かった。」旨陳述している。

また、前述の被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく給与支給額及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から52年11月20日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A事業所における被保険者記録が無いとの回答を受けた。しかし、申立期間に係る源泉徴収票（発行者は、B社）を見ると、申立期間における給与に係る社会保険料控除額が記されており、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社発行の昭和51年分及び52年分の給与所得の源泉徴収票並びに申立人が申立期間当時におけるA事業所の同僚だったとする者の陳述から判断すると、入社時期は特定できないものの、申立人が、52年11月20日まで、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間を通じて、A事業所又はB社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、B社及び同社の現在の事業主に照会を行ったものの、双方から回答は無く、申立人及び前述の同僚が申立期間当時のA事業所のオーナーだったとする同社の元事業主は既に死亡している上、申立期間当時の同社の顧問税理士事務所は、「当時の資料は無く、当時の事情は不明である。」旨回答しており、これらから、申立人のA事業所又はB社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の源泉徴収票を見ると、それぞれ社会保険料の金額が記されているものの、当該額は、当該源泉徴収票に記されている給与支払金額を基に算出した法定の社会保険料の合計額とは符合しないところ、前述の同僚は、「私は昭和52年にA事業所に就職し、約1年間、申立人と共に勤務した。当

時、同事業所は社会保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されなかった。」旨陳述している。

加えて、申立人は、申立期間におけるA事業所の従業員数について、自身を含め二人だったとしているところ、同事業所及びB社については、前述のとおり、当時の経営者等の事業所側の関係者から事情を聴取することができず、このほかに、当該事業所が、当時、常時5人以上の従業員を使用し、厚生年金保険に加入する義務があったか否か確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月28日から49年6月30日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社における被保険者記録が無いとの回答を受けた。

A社には、昭和48年5月28日に入社し、同社の関連会社のB社に転職することになった49年6月頃まで勤務したので、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る従業員名簿及び同社の元同僚の陳述から判断すると、退職時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「当社は、申立期間当時に社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届の控えを全て保管している。しかし、申立人に係る当該届出書が見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険に加入させない取扱いの非正規雇用者であったと考えられる。また、申立期間当時、当社では、厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かったと思う。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に被保険者記録が確認でき、所在が判明した元従業員に照会を行ったものの、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、申立人が申立期間の直後にB社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和49年7月

からの3か月間の国民年金保険料については、同年12月18日付けで還付した旨が記されているところ、申立期間の国民年金保険料については、現年度に納付されていることがうかがえる上、厚生年金保険加入期間と重複するなどの記載は無い。

加えて、前述の被保険者原票において、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同原票に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 8 月 20 日から同年 9 月 21 日まで
② 昭和 31 年 1 月 20 日から同年 3 月 10 日まで
③ 昭和 31 年 4 月 23 日から同年 5 月 8 日まで
④ 昭和 32 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

私の船員手帳には、申立期間①は船舶所有者「A」、申立期間②及び③は船舶所有者「B」（後に、C社）、申立期間④はD社（現在は、E社）において、雇用されていたことが記載されているが、当該期間が船員保険被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された船員手帳には、船舶所有者「A」、船名「F船」、雇入年月日「昭和 29 年 5 月 1 日」、雇止年月日「昭和 29 年 11 月 17 日」と記載されていることが確認できる。

しかし、船舶所有者A（以下「船舶所有者」という。）に係る船員保険被保険者名簿によると、「8.20全喪」と記載されているとともに、被保険者全員について、資格喪失日が昭和 29 年 8 月 20 日となっており、その後、最初に被保険者となった申立人を含む4人については、資格取得日が同年 9 月 21 日となっている上、A氏（既に死亡）の子及び複数の元船員は、「申立期間は、休業期であり業務は行われていない。」旨陳述しており、当該元船員のうち一人は、「私も申立人と同じ船舶に乗船していたが、申立期間は、次の業務までの準備期間であり、私も、申立人も、準備作業には関与していなかった。」旨陳述していることを踏まえると、申立期間は休業期間であったことがうかがえ、船舶所有者は、当該期間においては船員保険に加入していなかったものと考えられる。

また、A氏の子は、「当時の資料は、災害により廃棄処分したため残っていない。また、F船の船長も既に死亡している。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る船員保険料控除について確認することができない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人から提出された船員手帳には、船舶所有者「B」、船名「G船」、雇入年月日「昭和31年1月11日」、雇止年月日「昭和31年5月8日」と記載されていることが確認できる。

しかし、B氏及び当時の経理事務担当者は既に死亡している上、当時の船長の所在は確認できないことから、申立人の申立期間②及び③に係る船員保険料控除について確認することができない。

また、C社は、平成13年1月*日に解散しており、同社の元事業主及び元役員（いずれもB氏の親族）は、「当時の資料は残存していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、船舶所有者Bに係る船員保険被保険者名簿により、被保険者記録の確認できる複数の元船員に照会したところ、一人の元船員から回答があったが、当該元船員は、「申立人姓の船員がいたことは記憶しているが、それ以外のことは記憶していない。」旨回答しており、申立人の申立期間②及び③における船員保険料控除について陳述を得ることができない。

- 3 申立期間④について、申立人から提出された船員手帳には、船舶所有者「D社」、船名「H船」、雇入年月日「昭和32年5月30日」、雇入地「I地域」、雇止年月日「昭和32年12月2日」と記載され、昭和32年6月1日付けのJ組織K支局の押印が確認できる。

しかし、当時のD社の元事業主は既に死亡しており、H船の船長の所在は確認できない上、E社の関係会社であるL社は、「当時のD社に関する資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間④に係る船員保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「会社から、M港を出港する自社の船に乗るよう指示され、N地域に着いてから実際に仕事が始まった気がする。」旨陳述しているところ、L社は、「申立人の船員手帳を見ると、申立期間は、I地域からD社の定期船により、赴任先のN地域まで移動した旅行日であり、船員外の扱いであると思う。申立人の就業開始日は、船員保険の資格取得日である昭和32年6月1日であり、申立期間には勤務をしていないため、給料は支給しておらず、保険料も控除していなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、D社の元船員から提出された船員手帳によると、雇入年月日「昭和32年1月25日」、雇入地「I地域」と記載されているが、J組織の押印日及び船員保険の資格取得日は、いずれも「昭和32年1月27日」であることが確認できる上、当該元従業員は、「I地域から乗船し、N地域へ着いてから勤務が始まったと思う。」旨陳述している。

4 なお、申立期間①、②、③及び④について、当時の船員手帳の記載内容は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適正性等を確認するために設けているものであり、同手帳の雇入期間は、船員保険の加入期間と必ずしも一致するものではない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間にA社において勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の元同僚は、「申立人は勤務していたが、具体的な勤務時期は不明である。」旨陳述していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社の当時の事業主は既に死亡している上、同社の事業を継承したB社は、平成 12 年 6 月 * 日に解散しており、解散時の代表取締役は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答している。

また、前述の申立人を記憶している複数の元同僚から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、前述のA社に係る被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は、「A社には出張所があった。また、Cという名称に記憶がある。」旨陳述しているところ、当該陳述内容と一致するA社C出張所に係る被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 7 月 28 日から 2 年 2 月 16 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）のC事業所に勤務した期間のうち、申立期間に厚生年金保険被保険者記録（以下「被保険者記録」という。）が無いことが判明した。平成元年 6 月に同社に入社し、9 年 6 月 30 日まで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社のC事業所に勤務していた複数の従業員の陳述から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の関係資料は、帳票類の保存期間を超過しており既に廃棄しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除は不明である。」旨回答している上、申立期間当時のA社の役員は、「従業員の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出については、本人からの申出がない限り、会社が勝手に行うことはない。」旨回答している。

また、C事業所の当時の上司は、「申立人のことは記憶しているが、申立期間に被保険者記録が無い理由及び当該期間の保険料控除については不明である。」旨回答している。

さらに、オンライン記録により、申立期間にA社に係る被保険者記録が確認でき、申立人と同様に一旦被保険者資格を喪失し、その後同社において、同資格を再度取得している従業員が二人確認できるところ、前述の従業員のうちの一人は、「二人のうち一人は、入社当初、パートタイマーとして勤務しており、後に社会保険に加入させてほしいと言ってきたので、上司に掛け合ったことを覚えている。別の一人は、一旦退社して、その後再入社した。」旨陳述し

ている。

加えて、雇用保険の記録により、申立人は、平成元年7月28日に離職し、2年2月16日に資格を再取得していることが確認できる上、前述の二人の雇用保険の記録と被保険者記録も符合している。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成3年8月1日から4年4月30日までの期間及び申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成元年4月5日から3年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月5日から4年4月30日まで
② 平成6年5月2日から15年11月13日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社における標準報酬月額は、実際に支給されていた給与よりも著しく低額となっている。

なお、既に、事実に基づいて記録が訂正された従業員がいると聞いている。

正しい標準報酬月額が確認できる源泉徴収票（写し）を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成3年8月1日から4年4月30日までの期間について、オンライン記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで、遡及して15万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿により、申立人は、同社の設立日から解散日までの期間、代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票及び不納欠損決議書により、同社は、申立期間当時、保険料を滞納していた上、滞納していた保険料について、申立人が社会保険事務所（当時）と折衝していたことが確認できるところ、申

立人は、「当時、保険料を滞納しており、社会保険事務所の指示に従い、遡及して標準報酬月額を引き下げる届出書を提出した」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の平成3年8月1日から4年4月30日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間①のうち、平成元年4月5日から3年8月1日までの期間について、オンライン記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、A社の被保険者の中で最高額であり、同年1月1日から同年8月1日までの期間については、当時の上限額であったことが確認できることから、申立人の元年4月5日から3年8月1日までの期間における標準報酬月額の記録は、ほかの従業員と比較して、不自然に低額であったとは考えられない。

また、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、当該期間について、給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、資格取得時決定及び定時決定により、9万8,000円と記録されているところ、当該決定に前述の遡及訂正処理との関連性をうかがわせる事情は見当たらない。

一方、申立人が提出した平成9年分源泉徴収票によると、給与額は1,560万円（1か月130万円）、社会保険料は標準報酬月額30万円に見合う金額である46万2,690円が記載されていることが確認できるところ、元従業員から提出された給与明細書及び源泉徴収票により、申立期間②当時、A社が支給していた給与及び当該給与から控除していた厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額を大幅に上回っていたことがうかがえる。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行し

ていないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、前述のとおり、申立人は、A社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人の陳述により、申立人自身及び従業員の標準報酬月額を実態より低く届け出たことがうかがえることから、仮に、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認された場合においても、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。